

長野県発達障がい者支援シンボル・マーク「結（ゆい）」普及実施要領

1 目的

発達障がいのある人やその家族が周囲に理解者がいることがわかって安心したり、支援関係者同士が一体感を持つようになるために、長野県発達障がいシンボル・マーク（以下、シンボル・マーク「結」という。）を定め、支援関係者や県民に広く使われるように普及することを目的とする。

2 シンボル・マーク「結（ゆい）」の規格

図



(1) シンボル・マークの色

全身はライトブルー（DIC-181）、くちばしは水色（DIC-69）とする。ただし、白黒印刷の場合はこの限りではない。

(2) シンボル・マークの形

図のとおりとする。マークを変形したり、他の図形や文字を重ねないこととする。

2 普及方法

(1) 長野県が発達障がい者支援に関連する事業を行う際に使用する。

(2) 長野県ホームページへの掲載、市町村等関係機関への通知等により、関係機関・団体の積極的な利用を推奨する。

3 使用の手続き・制限

(1) 手続き

シンボル・マーク「結」を使用する場合は、使用届出書（様式）を長野県に提出する。

ただし、発達障がい者サポーター、発達障がいペアレント・メンター、発達障がいサポート・マネージャー、国・県・市町村の機関が使用する場合はこの手続きを省くことができる。

(2) 制限

シンボル・マーク「結」は、上記の図に示した色と形を使用しなければならない。ただし、白色印刷に使用する場合はこの限りではない。

また、次の事項に該当すると県が判断した場合は、シンボル・マーク「結」の使用をすることができない。

ア. 特定の政治、思想、宗教の目的で利用されるおそれがある場合

イ. 法令や公序良俗に反するおそれがある場合

ウ. 自己のシンボル・マークや、商標・意匠として使用するおそれがある場合

エ. その他、発達障がいの啓発活動に支障があるおそれがある場合。

(3) 使用の中止

長野県は、シンボル・マーク「結」の不適切な使用が認められた場合、使用者に対して使用の中止を求めることができる。

附則 本規定は、平成 25 年 3 月 26 日から施行する。
本規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。